

徳島県月見が丘海浜公園 管理運営業務要求水準書

令和5年7月

徳島県県土整備部都市計画課

目 次

1	月見が丘海浜公園の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	1
	（1）管理区域	
	（2）利用できる日	
	（3）利用できる時間	
	（4）利用の承認	
3	管理運営体制	2
4	業務の再委託の制限	2
5	法令等の遵守	2
6	モニタリングの実施	3
	（1）事業報告書等	
	（2）セルフモニタリング	
	（3）実地調査	
7	情報管理	3
	（1）業務の実施を通じて知り得た情報	
	（2）個人情報	
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	4
11	施設の目的外使用許可	4
12	各種保険	4
	（1）火災保険	
	（2）施設賠償責任保険	
13	指定管理料及び経理等	5
	（1）指定管理料の額	
	（2）指定管理料の支払	
	（3）帳簿及び会計証拠書類	
14	原状回復義務	5
	（1）指定期間の満了等による場合	
	（2）毀損滅失した場合	
15	備品の管理	5
16	業務の内容	5
	（1）一般事項	
	（2）運営管理業務	
	（3）利用促進業務	
	（4）植栽管理業務	
	（5）園内清掃業務	
	（6）施設管理業務	
	（7）警備業務	
	（8）利用の承認に関する業務	
	（9）利用料金に関する業務	
	（10）その他管理に関し必要な業務	
17	県と指定管理者の役割分担	13
18	業務不履行時の手続	13
19	協議	13

徳島県月見が丘海浜公園（以下「月見が丘海浜公園」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 月見が丘海浜公園の管理運営に関する基本的な考え方

月見が丘海浜公園の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- (1) 関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 月見が丘海浜公園が、緑豊かな海辺環境の中で、県民の健康増進につながり、また、当地を訪れる利用者との交流の場となる都市近郊型のレクリエーション拠点、バーベキュー体験等を通じたキャンプ体験型施設として設置されていることを踏まえ、これらの趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- (3) 効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めるとともに、有料施設の利用促進を図り増収に努めること。
- (4) 利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- (5) 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 環境に配慮した管理運営を行うこと。
- (8) 近隣住民や関係機関との良好な関係を維持すること。
- (9) 同種の施設の例により、社会的弱者に配慮した運営（身障者割引等）を行うこと。
- (10) 県が推進する事業や施策に協調した管理運営を行うこと。

2 管理の基準

(1) 管理区域

指定管理者は、参考資料①で「公園管理区域」として示された区域で業務を実施するものとする。

(2) 利用できる日

管理棟及びコテージにおける休業日は、年末年始（12月29日から1月3日）及び、10月1日から3月31日までの間の月曜日（コテージの上記期間の日曜日の宿泊は可能であり、月曜日の宿泊を不可とする。）

なお、指定管理者は、月曜日の午前中はチェックアウト業務等に対応するものとする。

(3) 利用できる時間

管理棟 午前8時30分から午後10時まで

正門・駐車場 開門 午前8時30分 閉門 午後10時

コテージ 正午から翌日の正午まで供用

（チェックイン、チェックアウトの時間は別に指定管理者が定めること。）

デイキャンプ 午前8時30分から午後10時まで

ただし、特に必要があると認めるときは、事前に県の承認を得て（2）及び（3）を変更することができる。

(4) 利用の承認

指定管理者は、利用者に対し、徳島県都市公園条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づく有料公園施設の利用の承認を行う。承認に際しては、平等かつ公平な利用の確保に充分留意すること。

なお、指定管理者は、条例第7条の2の各号に該当するときは、利用の承認をしないものとする。

また、指定管理者は、条例第7条の3の各号に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは禁止することができる。

※(2)及び(3)については、「利用者へのサービス向上」と「管理コストの削減」を踏まえ、事業計画書に変更の提案をすることができる。

3 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、次の点に留意しつつ、適正な職員を配置すること。

- ① 総括責任者を専任配置すること。
- ② 防火管理者など、法で定める有資格者を置くこと。
- ③ 各種業務の責任体制を確立すること。
- ④ 職員に対し研修を実施し、管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。
特に緊急時に備えた訓練については、徹底すること。
- ⑤ 公園の目的、管理基本方針を理解し指導できる知識を有する者を配置すること。
- ⑥ 植物管理（植栽・芝生・草花）に関する知識を持つ者を配置すること。
- ⑦ 土木施設（建築物・工作物）の管理に関する知識を持つ者を配置すること。
- ⑧ 適切・迅速な修繕業務が遂行されるよう、経験豊富な技術者による対応が可能な状況であること。
- ⑨ 職員の勤務形態は、管理運営に支障がないよう定めること。

4 業務の再委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行に当たり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法をはじめ労働関係法令
- ③ 旅館業法
- ④ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- ⑤ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- ⑥ 徳島県都市公園条例

- ⑦ 徳島県都市公園条例施行規則
- ⑧ 徳島県個人情報保護条例
- ⑨ 徳島県情報公開条例
- ⑩ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑪ その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、実施要領に基づきモニタリングを実施する。

また、指定管理者は、施設の効果的かつ効率的な運営管理及びサービス向上の観点から、3か月に一度セルフモニタリングを実施すること。

様式等詳細については、業務に関する基本協定締結時に定めるものとする。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に、月見が丘海浜公園の運営管理業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び本件施設をコテージ以外の部分、コテージ部分に分けて収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

3か月に一度のセルフモニタリングの報告書は、月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し、必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

なお、調査結果は公表するものとする。

(4) 監査対象

徳島県監査委員及び包括外部監査人により、地方自治法に基づく指定管理者に対する監査等が行われる場合は、誠実な対応を行うこと。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を

図るため必要な措置を講ずること。

必要な措置の詳細については、協定書において定めることとする。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）に基づき罰則が適用される場合がある。

8 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができる。

ただし、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

なお、これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

(1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故、感染症拡大等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し、県に報告するとともに、職員を指導すること。

(2) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。

イ 災害その他の事故により、施設にかかる県の財産が滅失したとき。

ウ 施設の利用を中止する必要が生じたとき。

エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。

(3) 警報等発令時に県が災害待機を行い、被災状況を把握している期間においては、指定管理者は施設における被災状況等を速やかに把握し、県への情報提供に協力すること。

11 施設の目的外使用許可

県が行う。

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

ア 管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険

指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

1名当たり限度額 1億円

- 1 事故当たり限度額 10 億円
- イ 施設の瑕疵に係る賠償責任保険
県が加入する。

1.3 指定管理料及び経理等

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、募集要項の別添資料④の様式10-5「事業計画書（収支計画書）」に記載された指定管理料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(2) 指定管理料の支払

各年度ごとに県と指定管理者が協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき、県が支払う。

(3) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規程を定め、適正に会計を処理するとともに、帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1.4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1.5 備品の管理

(1) 県は、参考資料⑧「備品一覧」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。ただし、1件20万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以下の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施すること。

(3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達しなければならない。

(4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、業務実施のために供することができる。

1.6 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料①～⑨を参照のこと。

(1) 一般事項

ア 運営管理業務

次の点を遵守した上で、前述の基本的な考え方に沿い、施設を運営すること。

- (ア) 本施設が地域住民だけでなく県外からの観光客も訪れる施設であることを念頭に、利用者が円滑かつ適正に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から、公園利用に係る案内業務及び指導を行うこと。（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応、連絡先の明示、拾得物の保管等）
- (イ) 近隣対策、不法投棄及び騒音等、園内で発生する各種事案について、関係機関、団体等と連携し、主体的に取り組むこと。
- (ウ) 利用者、自治体、近隣住民及び関係団体等との情報交換を図りながら運営業務を行うこと。
- (エ) 県民のボランティア活動が広がるよう運営することとし、徳島県OURパークアダプト事業の参加者に対しては、活動内容に応じて、苗の提供、備品の貸与など、参加者へ活動資材の提供を図ること。
- (オ) 都市計画課、東部県土整備局（鳴門庁舎）、公園内施設管理者（公園施設・占用施設・兼用工作物の管理者）、近隣施設管理者（公共施設管理者（道路、河川、海岸）、警察及び消防との連絡体制を整備し、協力体制を築き、必要に応じて連絡調整など対応をすること。

イ 施設管理業務

次の点を遵守した上で、施設及び設備を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検（法定点検・任意点検）を行うとともに、消耗品の補充・交換、施設の補修修繕、運転・監視、清掃及び保安業務、衛生管理等の施設管理業務を行うこと。

公衆無線LAN施設についても同様に施設管理を行うものとする。

(ア) 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、予め修繕計画を作成し、県と協議のうえ、計画的かつ効率的な修繕を行うとともに、突発的に発生した不具合の修繕等を実施すること（大規模修繕（都市公園の機能を変更することを目的とする修繕及び耐用年数を著しく延長することとなる修繕をいう。）を除く。）。特に、点検時に異常を発見した場合は、問題の緊急性などを考慮し適切な対応を図ること。

指定管理者は、大規模修繕を除く修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、県は、当該年度に実際に要した修繕に要する費用（指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等を修復するための費用については、別途指定管理者が負担するものとし、上記修繕費用には含まれないものとする。）を、年間1,000万円（消費税及び地方消費税を含まない）までの範囲で、指定管理料の一部として、乙に対して支払うものとする。

(イ) 清掃・廃棄物処理業務

- a 区域内の建築施設及び工作物については、掃き掃除、拭き掃除、洗浄、点検等、適切に清掃すること。また、植込み地、園路及び広場等については、全面清掃とし、紙くず、空き缶、落葉、落枝等のゴミを収集撤去すること。

- b 公園内の清掃作業で収集した廃棄物のほか、植栽管理など公園維持管理業務に伴い発生する一切の廃棄物については、適正に分別、運搬、処分を行うこと。

(ウ) 遊具点検業務

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）に基づき適切に点検（日常点検・定期点検）を行うこと。

(エ) 法定業務

この要求水準書に記載しているもののほか、施設、設備及び県有備品等の管理を行う上で、法令等の定めにより必要とされる維持業務、保守、点検、検査、調査及び届出等については、指定管理者が行うものとする。ただし、法令等の定めにより県が行うこととされているものは除く。

(2) 運営管理業務

日常管理として次の事項を行うとともに、一定の手法により来園者数を把握すること。

ア 園内の巡視、施設の点検

以下の事項に注意しながら、適宜園内巡視を行う。

- ・土木施設、建築施設、各種施設の点検、対応
- ・遊具、レクリエーション施設の安全性のチェック
- ・事故、災害等の緊急対応措置
- ・巡視結果の記録、報告、対応協議
- ・園内の管理業務委託
- ・除草、ゴミ処理、トイレ清掃

イ 管理棟での業務

- ・料金の收受等
- ・施設利用案内、施設利用者予約受付(徳島県スポーツ施設・公共施設予約システムの利用)など
- ・用具、鍵の貸出し
- ・事故等の緊急時対応
- ・園内放送、館内清掃
- ・公園管理日誌の作成

ウ コテージ運營業務

- ・コテージ10棟の運營業務を行う。

Aタイプ 床面積46.02㎡ 3棟、 Bタイプ 同47.83㎡ 3棟、

Cタイプ 同46.02㎡ 3棟、 Dタイプ(バリアフリー) 同70.39㎡ 1棟

(3) 利用促進業務(指定管理者が自ら行う業務(自主事業)を含む。)

本施設が地域住民だけでなく、県外からの観光客も訪れる施設であることを念頭に、次の点を遵守し、利用促進に努めること。

- ア 月見が丘海浜公園及び周辺施設の機能を活用すること。

イ 月見が丘海浜公園を紹介するパンフレットを作成・配布し、常備すること。

ウ ホームページの開設運営及びホームページを通じたPRを実施すること。

エ 自主事業は、施設の設置目的に合致したものである必要があり、その実施に当たっては事前に県の承認を得ること。

自主事業とは、「指定管理者が施設の利用促進を目的として自主的に行う事業」を指し、企業協賛イベント、有料イベント等を実施することができる。

また、施設内での自動販売機、物販・飲食施設の設置及びドッグラン運営事業の実施に際しては、指定管理者が県に施設設置管理許可申請を行うこと。

(4) 植栽管理業務

敷地内の植栽を適切に管理することにより、緑豊かな美しい施設環境を維持することを目的として、植栽管理業務を行うこと。

ア 樹木管理

(ア) 剪定

- ・剪定が必要な樹種は、年1回定期的に行うこと。
- ・低木の寄植えは、年1回定期的に刈込みを行うこと。

(イ) 病虫害の防除

- ・クスノキを除く高中低木について年2回程度必要に応じて実施すること。
- ・病虫害駆除で薬剤を用いるときは、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日 25消安第175号、環水大土発第1304261号）等を遵守し、環境への影響に配慮した薬剤を選定し、使用量は必要最小限とすること。

(ウ) 施肥

- ・所定の割合で配合された肥料を年1回施すこと。

(エ) 灌水

- ・天候の状況を勘案しながら樹木の状態や土壌の状態に注意し植栽に灌水すること。

イ 芝生管理

(ア) 芝刈り作業

- ・年4回とする。

(イ) 施肥

- ・年2回とする。

(ウ) 除草

- ・年5回とする。芝生広場を重点的に行うこと。

(エ) 病虫害防除

- ・薬剤散布は必要最小限とし、病虫害の発生が認められたときは、小面積に区分し防除に努めること。
- ・使用する薬剤は、環境への影響に配慮したものを選定すること。

(オ) 目土掛け

- ・年1回行うこと。
- (カ) エアレーション
 - ・年2回行うこと。
- (キ) 灌水
 - ・必要に応じて適宜灌水すること。

ウ 草花管理

- (ア) 間引き、株分け
 - ・草花類が繁茂しすぎた場合には、必ず間引き又は株分けすること。
- (イ) 植栽地の耕転
 - ・土壌の劣化を防止するため、間引き、株分けにあわせて耕転すること。
- (ウ) 巡回管理
 - ・花の持ち帰り、動物の踏み荒らし等を防止するため適宜巡回管理を行うこと。
- (エ) その他
 - ・台風などの暴風雨後は速やかに、スプリンクラー等により海水を洗い流すこと。

(5) 園内清掃業務

月見が丘海浜公園の衛生環境と美観の保持及び清潔かつ快適な利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。

ア 対象となる区域

月見が丘海浜公園内の建築施設、土木施設及び園地全域

イ 業務内容

- (ア) 土木施設の清掃
 - ・対象となる施設
 - 園路広場、植栽地、駐車場、遊具、ベンチ等、水景施設等の土木施設
 - ・業務の内容
 - ゴミ、空缶等の集積
 - 落葉、落枝等の集積
 - ゴミヤードへの運搬
 - 各種ゴミの分別
 - テーブル、ベンチ、遊具等の付着物、汚物等の清掃
- (イ) 建築施設の清掃
 - ・対象となる施設
 - 管理棟（館内トイレ含む）、四阿4棟、パーゴラ6棟、屋外トイレ3棟、炊事棟2棟、コテージ10棟ほか
- (ウ) 計画
 - ・清掃、定期清掃、特別清掃等の清掃内容による実施計画を作成、履行すること。

(エ) その他

- ・コテージの寝具のクリーニングを年1回以上行うこと。

(6) 施設管理業務

保守・点検業務の内容

ア 一般土木施設

(ア) 対象となる施設

園路広場、植栽地、駐車場、遊具、ベンチ等、水景施設等の土木施設

(イ) 業務の内容

日常的には、常勤職員の巡視（目視）による擁壁のクラック、デッキ材の破損、不具合、フェンスの損傷・塗装の劣化、舗装の劣化、ベンチの損傷・塗装の劣化などの確認を行うとともに不具合を発見した場合は速やかに補修すること。

イ 遊具及び設備

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、月見が丘海浜公園内の遊具、電気設備、機械設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。

(ア) 対象となる施設

遊具（遊びの森、じゃぶじゃぶ池周辺）

照明灯、ITV、スピーカー、受変電設備、分電盤、受電設備、無線LAN設備、緊急地震速報受信機器、散水設備、水飲み、足洗、シャワー、受水槽、貯水槽

(イ) 業務の内容

常勤職員が巡視（目視）による確認を行うとともに、専門業者による定期的な保守・点検を行うこと。

ウ 建築施設

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検、修繕等を実施すること。

(ア) 対象となる施設

管理棟（エレベーター及び館内トイレ含む）、四阿・パーゴラ6棟、屋外トイレ3棟、炊事棟2棟、野外炉棟2棟、コテージ10棟、浄化槽4基、雑排水処理槽1基

(イ) 業務の内容

- ・日常的には常勤職員が巡視（目視）による部材の破損、内外壁の損傷、塗装の劣化、ボルトの欠損などの確認を行うこと。
- ・木部の再塗装については、経年変化を見ながら必要時に実施すること。
- ・管理棟の特殊建築物としての定期点検（3年ごと）、エレベーターの定期点検を実施すること。
- ・給排水衛生設備、空調設備、電気設備については、適宜保守点検を実施すること。

- ・浄化槽・雑排水処理槽については、点検に加え汚泥の引き抜き、余剰水の汲み取り等管理計画に基づき実施すること。

(7) 警備業務

施設の破壊、盗難等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに、利用者の安全を守ることを目的として業務を実施すること。

ア 公園警備業務

(ア) 警備対象となる範囲は月見が丘海浜公園内の管理棟を除く園地全域とする。

(イ) 警備対象区域を午後 10 時から翌午前 8 時 30 分時の間に 4 回以上巡回するとともに、指定箇所(正門、駐車場等)の開閉、施錠解錠、異常事態発生時における関係機関への通報及びその他必要な処置等の業務を行うこと。

イ 機械警備業務

機械警備業務の対象は、月見が丘海浜公園内のうち管理棟建物及びコテージとし、施設に警報設備等を設置するとともに、火災、盗難等の予防及び拡大防止に努めること。

夜間にコテージに宿泊客がいないときは、管理棟は機械警備を原則とする。ただし、宿泊客がいる場合は、少なくとも 1 名の宿直員を配置すること。

ウ 巡回警備 (特別巡回)

繁忙期において、公園区域全域の巡回警備を行うこと。

エ 臨時駐車場の警備員の配置

イベント等で来園者が多数になる場合においては、必要に応じ臨時駐車場を確保する等、適切に対応すること。またその際には警備員を配置する等、利用者の安全を確保すること。

(8) 利用の承認に関する業務

ア 条例第 7 条の規定に基づき、利用の承認をすること。

イ 条例第 7 条の 2 の規定に基づき、利用の承認を拒否すること。

ウ 条例第 7 条の 3 の規定に基づき、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の中止を命ずること。

(9) 利用料金に関する業務

ア 条例第 15 条の 2 の規定に基づき、利用料金を自らの収入として收受すること。

イ 条例第 15 条の 2 の規定に基づき、利用料金の額について、条例別表第四に掲げる基準額を超えない範囲で、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の周知期間を設け適切な告知に努めること。

ウ 条例第 15 条の 2 の規定に基づき、利用料金の減免基準について、知事の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

*徳島県都市公園条例（抄）

（利用料金）

- 第15条の2 第7条第2項の承認（徳島県月見が丘海浜公園に設置された有料公園施設の利用に係るものに限る。）を受けた者は、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金の額は、別表第四に掲げる基準額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 3 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を告示するものとする。
 - 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表第四（月見が丘海浜公園における有料公園施設一覧）

有料公園施設の種類	単 位	基 準 額
コテージ	1棟1日	12,560円に、利用者（学齢に達しない者を除く。）1人につき830円（小学校の児童及び中学校の生徒にあつては、410円）を加算した額
研修室	1室半日	2,160円
	1室1日	3,130円
ロッカー	1個1回	10円
シャワー	1人1回	60円

(10) その他管理に関し必要な業務

施設利用希望者からのコテージの空き情報の確認、予約の申込み等、電話での対応とともに、「徳島県スポーツ施設・公共施設予約システム（パソコンや携帯電話からインターネットを通じて、県の施設の予約申込み等が行えるシステム）」からでも希望者自身が実施できるようにすること。

このため、固定IPアドレスの払い出しを受けられるインターネットサービスに加入すること。

17 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
①	利用承認に関すること	○	
②	施設設備の維持管理(清掃等を含む)	○	
③	機械設備の保守点検	○	
④	敷地内の環境保全	○	
⑤	安全衛生管理	○	
⑥	物品の保管・管理	○	
⑦	利用促進事業の企画、運営	○	
⑧	施設設備の修繕	○	
⑨	施設設備の大規模な修繕		○
⑩	事故、火災等による施設の損傷(事案による)	○	○
⑪	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
⑫	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
⑬	火災保険加入		○
⑭	包括的な管理責任		○

18 業務不履行時の手続

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、次の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し、改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県はモニタリングにより改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「徳島県立月見が丘海浜公園管理運営に関する協定書」の別紙3「業務不履行時の手続」を参照すること。

- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

19 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

- 参考資料① 施設配置図
- 参考資料② 過去3年間（令和3年度～令和5年度）の管理運営費の状況（特殊要因を除く）
ただし、令和5年度は見込み。
- 参考資料③ 年度別利用状況
- 参考資料④ 管理運営体制の状況（令和5年度現在）・リース物件一覧
- 参考資料⑤ 維持管理に関する業務基準書
- 参考資料⑥ 修繕費執行状況一覧
- 参考資料⑦ 委託業務一覧
- 参考資料⑧ 備品一覧
- 参考資料⑨ 行政財産の使用許可の状況